

徳島県船員確保による海運業活性化支援費補助金募集要領

1. 概要

安定的かつ継続的な船員確保により海運業の活性化を推進するため、徳島県内に主たる営業所がある海運事業者が行う海技士資格を有していない労働者の育成に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助対象経費

6級海技士短期養成（座学2.5か月+乗船実習2か月）（以下「短期養成」という。）に係る経費

「徳島県船員育成協会が主催する船舶職員育成講習会（10日間）及び海技免許講習」（以下「短期養成」という）に係る経費

3. 補助率・補助額

- (1) 補助対象経費の1/2以内（千円未満の端数切り捨て）
- (2) 補助額上限20万円

4. 補助事業者

次の(1)～(3)の全ての要件を満たすもの。

- (1) 徳島県内に主たる営業所がある海運事業者であること。
- (2) 補助対象労働者が受講する短期養成の補助対象経費について、海技学院等の養成機関（以下「養成機関」という。）への支払が完了していること。なお、補助対象労働者が養成機関へ支払うことも可とする。
- (3) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定されるもの)又は暴力団の構成員、暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

5. 補助対象労働者

次の(1)～(7)の全ての要件を満たすもの。

- (1) 徳島県内に在住していること。
- (2) 補助事業者に雇用されていること。
- (3) 60歳未満（申請の前年度3月末時点）であること。
- (4) 申請年度の4月1日から交付申請までの期間に短期養成に入学又は修了していること。
- (5) 補助対象経費に対して、国の助成金又は補助金を受けていないこと。
- (6) 短期養成等の修了日から起算して1年後までの間に6級海技士資格を取得すること。
- (7) 6級海技士の資格を取得した日から起算して1年後までの期間において、補助事業者に継続して雇用されること。

6. 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは、以下(1)～(8)のとおりです。

- (1) 補助金事前審査願提出（補助事業者→県）
※補助金事前審査願を提出していない場合、補助金交付申請を行うことはできません。また、本補助金は先着順としているため、補助金事前審査願の提出状況により、補助金交付申請額が変動する場合があります。
- (2) 補助金事前審査結果（県→補助事業者）

- (3) 補助金交付申請書提出 (補助事業者→県)
- (4) 補助金交付決定 (県→補助事業者)
- (5) 補助金実績報告書提出 (補助事業者→県)
- (6) 補助金の額の確定 (県→補助事業者)
- (7) 補助金請求書提出 (補助事業者→県)
- (8) 補助金支払 (県→補助事業者)

7. 補助金事前審査願提出

次の(1)～(10)の書類を提出してください。

- (1) 補助金事前審査願 (様式第12号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 雇用保険適用事業所設置届事業主控 (適用事業所台帳) の写し
- (5) 課税事業者届出書 (様式第4号) 又は
免税事業者届出書 (様式第5号)
- (6) 補助対象労働者の保険証の写し
- (7) 補助対象労働者の住民票の写し (県内在住が確認できるもの)
- (8) 短期養成に係る経費の領収書の写し
- (9) 短期養成の在学証明書又は修了証明書の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

事前審査願及び事業計画書等は徳島県のホームページからダウンロードできます。

徳島県のホームページで「徳島県船員確保による海運業活性化支援費補助金」と検索してください。

8. 補助金事前審査願受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）（必着）まで

9. 補助金交付申請書提出

補助金事前審査結果により、補助金交付申請額が決定した後、次の

(1)～(10)の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書 (様式第1号)
 - (2) 事業計画書 (様式第2号)
 - (3) 誓約書 (様式第3号)
 - (4) 雇用保険適用事業所設置届事業主控 (適用事業所台帳) の写し
 - (5) 課税事業者届出書 (様式第4号) 又は免税事業者届出書 (様式第5号)
 - (6) 補助対象労働者の保険証の写し
 - (7) 補助対象労働者の住民票の写し (県内在住が確認できるもの)
 - (8) 短期養成に係る経費の領収書の写し
 - (9) 短期養成の在学証明書又は修了証明書の写し
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- (4), (6)～(10)の書類については、補助金事前審査時に提出したものをお返ししますので、そちらを補助金交付申請時に使用してください。

1 0. 補助金交付申請書受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）（必着）まで

1 1. 提出方法及び受付

書類の提出は、郵送または持参によるものとする。郵送で提出する場合は、提出記録が残る書留等の方法で提出すること。

1 2. 採択方法

申請書類の受付後、要件確認等の書類審査を行い、調査を実施します。
補助事業の事前審査結果及び交付決定については、徳島県から申請者あてに通知します。

1 3. 状況報告

- (1) 補助事業者は、補助対象労働者が6級海技士の資格を取得した日から1ヶ月以内に、資格証の写しを知事に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助対象労働者が6級海技士の資格を取得した日から起算して1年間を経過した日から1ヶ月以内に、補助対象労働者の就業状況について、就業状況報告書（様式第11号）により知事に報告してください。

1 4. 補助金返還

次の（1）、（2）の場合、補助金返還を命ずることがあります。

- (1) 短期養成等の終了日から起算して1年後までの間に6級海技士資格を取得すること。
- (2) 補助事業者が補助対象労働者を交付申請時点から6級海技士の資格を取得した日から起算して1年後までの期間において継続して雇用しなかった場合。（ただし、補助対象労働者の死亡又は傷病等やむを得ない場合を除く）

1 5. 帳簿等の保管

帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とします。

1 6. 交付申請書の提出先及びお問合せ先

（土・日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで）

徳島県国土整備部港湾政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁8階）

電話 088-621-2582

FAX 088-621-2874

メール kouwanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

補助金の詳細については、「徳島県船員確保による海運業活性化支援費補助金交付要綱」及び「徳島県補助金交付規則」をお読みください。